

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第30号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成23年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （この規則の失効）</p> <p>2 この規則は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （この規則の失効）</p> <p>2 この規則は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。